

無条件含有禁止化学物質

分類	No.	物質名
労安法対象 物質群	1	黄リン
	2	ベンジジン及びその塩
	3	4-アミノジフェニル/4-アミノジフェニル及びその塩
	4	4-ニトロジフェニル及びその塩
	5	ビス(クロロメチル)エーテル
	6	2-ナフチルアミン/ベータナフチルアミン及びその塩
	7	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの
化審法対象 物質群	8	PCB/PCT類
	9	ヘキサクロロベンゼン
	10	アルドリン
	11	ディルドリン
	12	エンドリン
	13	DDT
	14	クロルデン類
	15	ビス(トリブチルスズ)オキシド
	16	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン または N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
	17	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール
	18	トキサフェン
	19	マイレックス
	20	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名ケルセン又はジコホル)
	21	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン
	22	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール(別名チヌビン 320)
	23	パーフルオロ(オクタン-1-スルホニル)フルオリド(PFOSF)※1
	24	ペンタクロロベンゼン
	25	R-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 α -ヘキサクロロシクロヘキサン)
26	R-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 β -ヘキサクロロシクロヘキサン)	
27	R-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)	
28	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン (別名クロルデコン)	

分類	No.	物質名
化審法対象 物質群	29	エンドスルファン
	30	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)
	31	ペンタクロロフェノールまたはその塩もしくはエステル
DBBT類	32	DBBT(モノメチルジブロモジフェニルメタン)
	33	DBB(ジ-u-オキソ-ジ-n-ブチルスズヒドロキシボラン)
	34	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン
	35	モノメチルジクロロジフェニルメタン
ハロゲン系 有機化合物	36	特定臭素系難燃剤 PBB's
	37	特定臭素系難燃剤 PBDE's
	38	ポリ塩化ナフタレン(Cl: 1 以上)
その他	39	アスベスト類
	40	オゾン層破壊物質 ※2
	41	フマル酸ジメチル

※1 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) = フルオリド(PFOSF)ともいう

※2 モントリオール議定書対象物質

条件付含有禁止化学物質

No.	物質名	禁止となる条件
1	ニッケル	<p>○ 皮膚に直接かつ長時間接触する以下のような製品</p> <p>-イヤリング-ネックレス、ブレスレットとチェーン、アンクレット、指輪</p> <p>-腕時計のケース、腕時計のベルト-衣服に使用されるリベットボタン、ベルト、リベット、ジッパー、金属のマーク</p> <p>-これらの製品から放出されるニッケルの割合が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 以上であれば使用禁止。(上記製品の中でノンニッケルコーティングが施されており、その効果において通常仕様状態で少なくとも 2 年間は製品から放出されるニッケルの割合が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 以下でなければ使用禁止。)</p>
2	ホルムアルデヒド	<p>○ 衣類等の繊維製品に関わる製品(直接/間接)</p> <p>○ 下記の複合木材製品について、カリフォルニア規制 § 93120-93120.12title17 の要求をみたしていないもの</p> <p>① ベニアコア(HWPW-VC) ② 複合コア(HWPW-CC) ③パーティクルボード(PB) ④ 中質繊維板(MDF) ⑤ 薄い中質繊維板(Thin MDF)</p> <p>⑥ ①~⑤を含む完成品</p> <p>但し、下記の場合を除く</p> <p>・梱包材 ・最終消費地がカリフォルニア州以外</p>
3	カドミウム及びその化合物	○ 製品に用いる安定剤、顔料、塗料/インク、めっき・蛍光灯は 75ppm 以上の含有を禁止。(※2)
		○ 電池については、付表-5を参照
		○ 梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を上回ることを禁止。
4	六価クロム化合物	○ 皮膚と接触する革製品及び革製のパーツを含む成形品について、総乾燥重量において 3ppm 以上の含有を禁止。
		○ 梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を上回ることを禁止。
5	鉛及びその化合物	○ 製品に用いるプラスチック、塗料/インク。 プラスチック中について、100ppm 以上の含有を禁止。塗料/インクへの 100ppm 以上の含有を禁止。塗料/インクに含まれる炭酸鉛、硫酸鉛は閾値無しで禁止。(※3)
		○ 電池については、付表-5を参照
		○ 梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を上回ることを禁止。
		○コード・ケーブル被覆材については、300ppm 以上含有する場合、表示義務あり。(※4)
		○宝飾品(時計のバンドを含む)については、200ppm を上回ることを禁止。但し、クリスタルガラス、ガラス、ステンレススチール、鉛添加処理をしていない天然宝飾品を除く。(※5)
○宝飾品(時計のバンドを含む)のガラス、ステンレススチールについては、500ppm 以上の含有を禁止。但し、消費者が触れない時計の内部部品は除く。(※1)		
6	水銀及びその化合物	○ 電池については、付表-5を参照
		○ 梱包材については、重金属(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム)総量で 100ppm を上回ることを禁止。
		○ 上記以外は、含有禁止(※6)

No.	物質名	禁止となる条件
7	塩化パラフィン	○ 納入形態あたり 1,000ppm を超える SCCP 類(短鎖塩素化パラフィン:炭素数 10-13)の含有を禁止。(※7)
8	アゾ化合物	○ 特定アミンを形成するアゾ化合物のうち、[人体に持続的に触れることを前提として作られた製品の人体接触部分]について禁止。 ○ アゾ染料のリストに含まれるアゾ染料は、物質として使用禁止。混合物について、1,000ppm を超える含有を禁止。
9	塩化コバルト	○ シリカゲル及びその他の調剤について、0.01%を超える濃度の含有を禁止
10	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩	○ 含有禁止(※8)。但し、以下の用途は除く。 ・半導体用のレジスト エッチング剤(圧電フィルタ用又は高周波に用いる化合物半導体用のものに限る) ・業務用写真フィルム ・泡消火薬剤、消火器用消火薬剤(業務用のものに限る)及び業務用消火器
11	三置換有機スズ化合物	○ 成型品(※9)について、1,000ppm(スズ元素換算)を超える濃度の含有を禁止。(※1)
12	ジオクチルスズ(DOT)化合物	○ 成型品(※9)について、1,000ppm(スズ元素換算)を超える濃度の含有を禁止。但し、接着剤を除く。(※1)
13	フタル酸ジ2-エチルヘキシル(DEHP)	○ 均質材料あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
14	フタル酸ジブチル(DBP)	○ 均質材料あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
15	フタル酸ベンジルブチル(BBP)	○ 均質材料あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
16	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	○ 均質材料あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
17	ジブチルスズ(DBT)化合物	○ 一般消費者向け混合物(調剤)または成型品について、1,000ppm(スズ元素換算)を超える濃度の含有を禁止。 但し、2014年12月31日までは接着剤を除く。
18	ムスクキシレン	○ 納入形態あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
19	4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MDA)	○ 納入形態あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
20	五酸化二ヒ素	○ 納入形態あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
21	三酸化二ヒ素	○ 納入形態あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
22	2,4-ジニトロトルエン	○ 納入形態あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
23	トリス(2-クロロエチル)ホスフェート	○ 納入形態あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
24	トリクロロエチレン	○ 納入形態あたり 1,000ppm を超える濃度の含有を禁止。
25	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)	○ 意図的含有禁止。但し、ゴムへの添加剤は除く。
26	ポリ塩化ビニル(PVC)	○ 梱包材への意図的含有を禁止。但し、産業用製品の梱包材を除く。

No.	物質名	禁止となる条件
27	赤リン	○ 電気/電子部品に使用している樹脂材料において、1000ppm を超える赤リンの含有を禁止。但し、下記のいずれかに該当する場合は適用除外とする。 ・異なる電極間の電気絶縁性に関与しない部品・部位への含有 ・赤リンに耐水性コーティング、又はそれに準ずる対策を施しており、リン酸の生成を抑制できている場合
28	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩	○ 意図的含有禁止。(※10)。
29	PAH ベンゾ(a)ピレン ベンゾ(e)ピレン ベンゾ(a)アントラセン クリセン ベンゾ(b)フルオランテン ベンゾ(j)フルオランテン ベンゾ(k)フルオランテン ジベンゾ(a,h)アントラセン	○ 人の皮膚または口腔と長期間または短期間反復して、直接接触するゴムまたはプラスチックの部材を含む生産材について、対象部材あたり 1ppm 以上の含有を禁止。

※1 欧州 REACH 規則附属書XVII による。

※2 カドミウム許容含有濃度・・・EU の閾値は 100ppm 以下であるが、デンマークは 75ppm

※3 デンマーク鉛規制(第 1012 法令)による。

※4 米国カリフォルニア州 Proposition65 の規定による。

※5 カリフォルニア州 Lead-Containing Jewelry Law (AB2901))による。

※6 スウェーデンの規制 (SFS1998:944)による。

※7 健康と環境に有害な化学物質及びその他の製品の製造、輸入、輸出、販売及び使用の制限に関するノルウェー規則

※8 欧州規制 757/2010、カナダおよび化審法の PFOS 規制による。

※9 成形品とは、化学物質、調剤を除く当社に納入する生産材をいう。

※10 米国 PFOA 自主廃絶プログラムによる。

特定アミン(1以上のアゾ基の分解により生成するもの)

物質名	Substance	分子式	CAS No.
o-アニシジン	o-anisidine	C ₇ H ₉ NO	90-04-0
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	C ₁₀ H ₉ N	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ N ₂	91-94-1
4-アミノビフェニル	4-Aminobiphenyl	C ₁₂ H ₁₁ N	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	C ₁₂ H ₁₂ N ₂	92-87-5
o-トルイジン	o-toluidine	C ₇ H ₉ N	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	C ₇ H ₈ ClN	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	2,4-toluenediamine	C ₇ H ₁₀ N ₂	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	C ₁₄ H ₁₅ N ₃	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂	99-55-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	3,3'-dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	C ₁₃ H ₁₄ N ₂	101-77-9
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4,4'-diaminodiphenylether	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O	101-80-4
p-クロロアニリン	p-chloroaniline	C ₆ H ₆ ClN	106-47-8
3,3'-ジメキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	C ₁₄ H ₁₆ N ₂	119-93-7
2-メトキシ-5-メチルアニリン	2-methoxy-5-methylaniline	C ₈ H ₁₁ NO	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	C ₉ H ₁₃ N	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	C ₇ H ₁₀ N ₂ O	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	C ₁₅ H ₁₈ N ₂	838-88-0
4-アミノアゾベンゼン	4-Aminoazobenzene	C ₁₂ H ₁₁ N ₃	60-09-3

アゾ染料のリスト

物質名(英語)	CAS No.
A mixture of disodium(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naohtholato)(1-(5-chloro-2-oxidophenylazo)-2-naphtholato)chromate(1-); trisodium bis(6-(4-anisidino)-3-sulfonato-2-(3,5-dinitro-2-oxidophenylazo)-1-naphtholato)chromate(1-)	Not allocated Component 1: CAS-No.:118685-33-9 C H ClCrN O S.2Na <small>39 23 7 12</small> Component 2: C H CrN O S2.3Na <small>46 30 10 20</small>

全廃化学物質

全廃物質群	対象	閾値	禁止時期
カドミウム及びその化合物	EU RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材	100ppm	即時
	適用除外項目 Cd-99 電池		—

全廃物質群	対象	閾値	禁止時期
六価クロム及びその化合物	EU RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材	1000ppm	即時
	適用除外項目なし		

全廃物質群	対象	閾値	禁止時期	
水銀及びその化合物	EU RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材	1000ppm	即時	
	☆適用除外項目			
	Hg-1	コンパクトタイプ(片口金)の蛍光灯内の水銀 RoHS 適用除外項目番号: 1		即時
		<解説> 電球形およびコンパクト形(片口金)蛍光灯ランプであって水銀含有量が1バーナー当たり(次の量を)超えないもの 1(a)一般照明用途 30W 未満 : 2.5mg 1(b)一般照明用途 30W 以上 50W 未満 : 3.5mg 1(c)一般照明用途 50W 以上 150W 未満 : 5mg 1(d)一般照明用途 150W 以上 : 15mg 1(e)一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径 17mm 以下 : 7mg 1(f)特殊用途用 : 5mg		
	Hg-3	特別目的の冷陰極線蛍光灯および外部電極蛍光灯(CCFL)および EEFL) 中の水銀 RoHS 適用除外項目番号: 3		即時
		<解説> 特殊用途の冷陰極線蛍光灯及び外部電極蛍光灯(CCFL 及び EEFL、長さ 500mm 以下)であって水銀含有量がランプあたり 3.5mg を超えないもの		
Hg-4	RoHS 指令附属書で具体的に挙げられていない他のランプ内の水銀 RoHS 適用除外項目番号: 4(f)		—	
	<解説> RoHS 指令の附属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀			
Hg-99	電池		—	

全 廃 物質群	対 象	閾 値	禁 止 時 期	
鉛及び その化合物	EU RoHS 指令(2011/65/EU)対象製品に用いられる生産材	1000ppm	即時	
	☆適用除外項目			
	Pb-1	ガラス中の鉛 電子部品用 RoHS 適用除外項目番号: 7(c)-I <解説> ・電気電子部品に使用されるガラス中に含まれる鉛(鉛ガラス) ・電気電子部品に使用される化合物中の鉛(ガラスを母材とする化合物) ガラス以外の構成要素はこの項目には該当しない。構成要素がセラミックの場合は Pb-7 を確認する。 セラミックコンデンサのように、構成要素としてガラス(Pb-1)とセラミック(誘電体 Pb-35)を両方含む場合は、両方の適用除外項目に該当するかどうかを確認する		—
	Pb-2	鉛を最大 0.35 重量%含有する鋼鉄中の合金素材としての鉛 RoHS 適用除外項目番号: 6(a) <解説> ・機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる 0.35 wt%までの鉛		—
	Pb-3	鉛を最大 0.4 重量%含有するアルミ、及び鉛を最大 4 重量%含有する銅合金 RoHS 適用除外項目番号: 6(b), 6(c) <解説> ・合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 wt%までの鉛 ・鉛含有量が 4wt%以下の銅合金		—
	Pb-4	高融点はんだに含まれる鉛(例えば、その中に 85%を超える鉛を含むはず鉛はんだ) RoHS 適用除外項目番号: 7(a) <解説> ・高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金)		—
	Pb-5	サーバー、ストレージ及びストレージ・アレイ・システム交換、シグナリング、伝送並びに通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ・機器用のはんだに含まれる鉛 RoHS 適用除外項目番号: 7(b) <解説> ・3.5 版以前の Pb-6 「交換、シグナリング、伝送並びに通信用ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ・機器用のはんだに含まれる鉛」を含む		即時
	Pb-7	セラミック中の鉛 電子部品用 RoHS 適用除外項目番号: 7(c)-I, 7(c)-IV <解説> ・電気電子部品に使用されるセラミックス中の鉛(例:圧電素子)。誘電体セラミックス中の鉛は除く。 ・集積回路またはディスクリート半導体(単機能半導体)の一部であるキャパシタの PZT 系誘電体セラミック材料中の鉛 ・定格電圧 AC125V/DC250V 以上のコンデンサについては、Pb-35 を確認する。それ未満の定格電圧のコンデンサのセラミックは適用除外項目がなくなった。(Pb-7 でなく基準値 1,000ppm 以下で管理)。		—

全廃物質群	対 象		閾値	禁止時期
鉛及び その化合物	Pb-10	光学ガラスやフィルターガラスに含まれる鉛 RoHS 適用除外項目番号: 13(a) ・光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛		—
	Pb-14	集積回路 Flip Chip パッケージ内で半導体のダイとキャリアを確実に電気接続させるためのハンダに含まれる鉛 RoHS 適用除外項目番号: 15 ＜解説＞ ・集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛(高融点はんだは Pb-4 を参照)		即時
	Pb-27	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3 および 4) で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛 RoHS 適用除外項目番号: 29		即時
	Pb-33	ガラス蛍光管であって鉛含有量が 0.2wt%を超えないもの RoHS 適用除外項目番号: 5(b)		即時
	Pb-34	3 端子セラミック発振子に内蔵されるコンデンサ素子(負荷容量)の誘電体中の鉛 RoHS 適用除外項目番号: SEG 独自 ＜解説＞ セラミック誘電体中の鉛 負荷容量中の鉛 3端子セラミック発振子限定(3端子セラミック振動子の圧電体部分は、Pb-7 を参照)		即時
	Pb-35	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 RoHS 適用除外項目番号: 7(c)-II ＜解説＞ これより低い定格電圧のセラミックコンデンサには、適用除外項目がなくなった。		—
	Pb-99	電池		—

全廃物質群	対 象	閾値	禁止時期
ヒ酸	生産財	1000ppm ※	—

※ REACH 規則(No.1907/2006)の定義に基づき、納入形態あたりの濃度とします。

全廃物質群	対 象	閾値	禁止時期
アニリン・ホルムアルデヒド重縮合物	生産財	1000ppm ※	—

※ REACH 規則(No.1907/2006)の定義に基づき、納入形態あたりの濃度とします。

全廃物質群	対象	閾値	禁止時期
ビス(2-メトキシエチル)エーテル	生産財	1000ppm ※	—

※ REACH 規則(No.1907/2006)の定義に基づき、納入形態あたりの濃度とします。

全廃物質群	対象	閾値	禁止時期
1,2-ジクロロエタン	生産材	1000ppm ※	—

※ REACH 規則(NO.1907/2006)の定義に基づき、納入形態あたりの濃度とします。

分析規格(定量分析)

カドミウム及びその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 《高分子材料／金属／電子機器》 ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発行分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) ・AAS(原子吸光分析法) ※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。
六価クロム及びその化合物	※ 測定方法は分析会社推奨法でよい。但し、スポットテスト法は定量下限が大きく、測定精度が低いため不可とする。
水銀及びその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 《高分子材料／金属／電子機器》 ・CV-AAS(冷蒸気原子吸光分析法) ・CV-AFS(冷蒸気原子蛍光分析法) ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発行分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) ※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。
鉛及びその化合物	IEC62321 に基づく分析手法 《高分子材料／金属／電子機器》 ・ICP-OES(誘導結合プラズマ発行分析法) ・ICP-MS(誘導結合プラズマ質量分析法) ・AAS(原子吸光分析法) ※ 分析は、上記のいずれかで行うこととする。但し、分析会社推奨方法も可とする。

※ ISO17025 を認証取得している分析機関で測定することが望ましい。

用語解説

- ・ ICP-OES 誘導結合プラズマ-発光分析法
- ・ ICP-MS 誘導結合プラズマ-質量分析法
- ・ AAS 原子吸光分析法
- ・ CV-AAS (冷蒸気原子吸光分析法)
- ・ CV-AFS (冷蒸気原子蛍光分析法)

製造工程使用禁止化学物質

分類	No.	物質名
労安法 禁止物質 (法令 55 条、 施行令 16 条)	1	黄リン
	2	ベンジジン及びその塩
	3	4-アミノジフェニル及びその塩
	4	アモサイト
	5	クロシドライト
	6	4-ニトロジフェニル及びその塩
	7	ビス(クロロメチル)エーテル
	8	ペーターナフチルアミン及びその塩
	9	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの
	10	第 2 号から 8 号までに挙げるものをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他のもの
モントリオール 議定書附属書 A,B,E及び C-II,III	11	1,1,1-トリクロロエタン
	12	四塩化炭素
	13	メチルブロマイド(別名:臭化メチル、ブロモメタン)
	14	CFC-11
	15	CFC-111
	16	CFC-112
	17	CFC-113
	18	CFC-114
	19	CFC-115
	20	CFC-12
	21	CFC-13
	22	CFC-211
	23	CFC-212
	24	CFC-213
	25	CFC-214
	26	CFC-215
	27	CFC-216
	28	CFC-217
	29	Halon-1211
	30	Halon-1301
	31	Halon-2402
	32	HBFCs
	33	ブロモクロロメタン

※以下の用途への使用については適用除外とする。

- ① 研究・開発用途で、比較・校正用薬品として、非定常的に少量使用する試薬
- ② 既存設備、装置に冷媒として含まれる CFC
- ② 既存設備、装置に消火剤として含まれるハロン

電池に関する禁止条件

1. カドミウム及びその化合物

		電池の種類		禁止となる条件	
一次電池	1	アルカリ電池 マンガン電池	ボタン型	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止	
			非ボタン型	電池の重量比で 10ppm を超える含有を禁止	
	2	リチウム電池	携帯型電池 (※1)		電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止
			医療機器、自動車、警報システム用電池	ボタン型	電池の重量比で 250ppm を超える含有を禁止
				非ボタン型	電池の重量比で 150ppm を超える含有を禁止
	3	1,2 以外の一次電池	携帯型電池 (※1)		電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止
特殊用途の電池 (※2)			電池の重量比で 150ppm を超える含有を禁止		
二次電池	4	鉛蓄電池	携帯型電池 (※1)		電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止
			特殊用途の電池 (※2)		電池の重量比で 100ppm を超える含有を禁止
	5	ニッケル水素電池 アルカリ二次電池	携帯型電池 (※1)	ボタン型	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止
				非ボタン型	電池の重量比で 10ppm を超える含有を禁止
	6	リチウムイオン電池	携帯型電池 (※1)	ボタン型	電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止
				非ボタン型	電池の重量比で 10ppm を超える含有を禁止
	7	4,5,6 以外の二次電池	携帯型電池 (※1)		電池の重量比で 20ppm を超える含有を禁止

2. 鉛及びその化合物

		電池の種類		禁止となる条件
一次電池	1	マンガン電池	全て	電池の重量比で 1,000ppm を超える含有を禁止
	2	アルカリ電池	ボタン型	電池の重量比で 1,000ppm を超える含有を禁止
			非ボタン型	電池の重量比で 40ppm を超える含有を禁止
3	1,2 以外の一次電池	全て		電池の重量比で 2,000ppm を超える含有を禁止 但し、ボタン型リチウム電池を除く
二次電池	4	ニッカド電池 ニッケル水素電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン電池	非ボタン型	電池の重量比で 4,000ppm を超える含有を禁止

3. 水銀及びその化合物

		電池の種類		禁止となる条件
一次電池	1	酸化水銀電池	全て	使用禁止
	2	アルカリ電池 マンガン電池	ボタン型	意図的含有禁止 不純物については、電池の重量比で5ppmを超える含有、及び、セル当り25mgを超える含有を禁止
			非ボタン型	意図的含有禁止 不純物については、電池の重量比で1ppmを超える含有を禁止
	3	1,2 以外の一次電池	ボタン型	意図的含有禁止 不純物については、電池の重量比で5ppmを超える含有を禁止
			非ボタン型	電池の重量比で 5ppm を超える含有を禁止
	二次電池	4	鉛蓄電池	全て
5		ニッカド電池 ニッケル水素電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン電池	ボタン型	電池の重量比で 5ppm を超える含有を禁止
			非ボタン型	電池の重量比で 1ppm を超える含有を禁止
6		4,5 以外の二次電池	全て	電池の重量比で 5ppm を超える含有を禁止

※1 携帯型電池:密閉されている、手で持ち運び可能な電池。但し、以下を除く

- ・工業用または業務用専用に設計された特殊な電池
- ・自動車用電池
- ・緊急照明を含む警報システム、医療機器用電池

※2 特殊用途の電池

- ・手で持ち運びができない電池
- ・工業用または業務用専用に設計された特殊な電池
- ・自動車用電池
- ・緊急照明を含む警報システム、医療機器用電池